

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（行情）諮問第1088号）

答申日：令和6年5月24日（令和6年度（行情）答申第84号）

事件名：特定の開示決定等で特定されるべき文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書27（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙1の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月4日付け防官文第18482号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(5) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年9月4日付け防官文第18482号により、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書の他に本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分

を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和6年5月17日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 先例答申について

(1) ところで、本件においては、当審査会が、既に本件と同旨の審査請求に係る諮問に対し、令和5年度（行情）答申第606号（以下「先例答申」という。）として判断を示していることが、当審査会に顕著である。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁としては、先例答申の第5に記載されている諮問庁の説明内容は、全て本件においても同趣旨を維持するとのことであった。

(2) そこで、以下においては、上記（1）に述べたところを前提として検討する。

(3) ちなみに、本件対象文書は、別紙の2記載の27文書であるところ、先例答申における対象文書（以下「先例対象文書」という。）は28文書となっているが、先例答申の内容と本件対象文書を対比すると、これは本件対象文書である文書3が、先例答申の事案においては、かがみとその余の部分に分けて開示されたことから2つの開示文書として扱われたことによるものであって、本件対象文書と先例対象文書は、各文書の文書番号は異なるが、同一の文書であると認められる。

関連して、先例答申において開示すべきであるとされた同答申別紙の3の文書23は、本件対象文書における文書22と同一の文書である。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の特定の妥当性については、先例答申における対象文書の特定の妥当性の結論と判断を異

にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙2に記載した部分と同一である（なお、2（1）ア中に「第3の3（2）」とあるのは、「第3の3（3）」に、同イ中に「文書28」とあるのは、「文書27」に改める。）。

4 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において改めて審議したところ、この点についても、先例答申における不開示部分の不開示情報該当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙3に記載した部分と同一である（なお、冒頭部分（柱書き）に「文書25」とあるのは、「文書24」に改める。）。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条4号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢麿，委員 中村真由美

別紙 1

1 (本件請求文書)

2019. 10. 16 - 本本B1100で特定されるべき文書の全て。* 前回決定では第1回の決定が2019年12月17日, 第2回が2022年3月25日となっています。「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ)が定める「遅くとも90日を超えないようにすること」に従えば, 両決定が同時に諮問されることは想定されないので, 改めて申合せに従って手続きを進めるように, 改めて請求する次第です。

2 (本件対象文書)

文書1 平成20年度及び平成21年度宿舍設置計画の変更について(財理第1541号。平成22年4月6日)

文書2 ***住宅入居説明会について 他3件

文書3 「各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて」別紙様式4の提出について(報告)(事務連絡。22. 5. 24)他1件

文書4 平成22年度宿舍設置計画について(通知)(防人厚第7660号。22. 6. 11)他6件

文書5 人事院規則等の改正に伴う宿舍関係通達の一部改正について(通知)(人厚第8514号。22. 6. 30)他1件

文書6 地方公共団体における家庭的保育事業の実施のための公務員宿舍の活用について(通知)(人厚第8515号。22. 6. 30)他6件

文書7 PFI推進チーム設置要綱に規定する経理装備局長の指名する推進チーム長等について(通知)(経施第10002号。22. 8. 5)他1件

文書8 平成23年度宿舍設置計画掲上要求予定調書について(通知)(人厚第10351号。22. 8. 16)他9件

文書9 「各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて」別紙様式4の提出について(報告)(事務連絡。22. 8. 31)他4件

文書10 水道統計調査について(回答)(事務連絡。22. 9. 8)他1件

文書11 平成22年度無料宿舍指定状況等調べについて(依頼)(事務連絡。22. 9. 15)

文書12 平成20年度宿舍設置計画に伴う新設宿舍(合同宿舍)の配分通知について(関財宿括第489号。平成22年9月17日)他4件

- 文書13 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定について（22林政利第63号。国営管第280号。平成22年10月4日）
- 文書14 庁舎等及び省庁別宿舎整備予定一覧表について（事務連絡。22.10.7）
- 文書15 家庭的保育事業の実施場所として活用可能な国家公務員宿舎の情報提供依頼について（回答）（人厚第12923号。22.10.14）他2件
- 文書16 平成20年度宿舎設置計画に伴う合同宿舎の貸与（配分）予定について（近財宿総第343号。平成22年10月19日）
- 文書17 現に使用していない財産の取扱いについて（平成22年11月9日。事務連絡）
- 文書18 省庁別宿舎未貸与調査について（依頼）（事務連絡。22.11.16）
- 文書19 平成23年度庁舎等及び省庁別宿舎の取得等調整計画について（通知）（人厚第14405号。22.11.19）他2件
- 文書20 省庁別宿舎の廃止について（関財宿括第921号。平成23年2月4日）他2件
- 文書21 現に使用していない財産の取扱いについて（22.12.20。事務連絡）他1件
- 文書22 平成23年度宿舎設置計画掲上要求書について（防人厚第1536号。23.2.16）
- 文書23 特別借受宿舎の買取りについて（協議）（防人厚第797号。23.1.27）他22件
- 文書24 新設合同宿舎「***住宅」の配分について（関財千統5第392号。平成23年2月3日）
- 文書25 上目黒5丁目宿舎の廃止について（事務連絡。23.2.15）他3件
- 文書26 合同宿舎の廃止について（事務連絡第1018号。平成23年3月4日）
- 文書27 被災地域における宿舎の貸与について（通知）（事務連絡。23.3.17）他2件

3（開示すべき部分）

文書22の77枚目及び78枚目の不開示部分

別紙2（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」中2の部分）

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成22年度 宿舎設置計画等決裁文書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成（取得）時期：2010年4月1日、文書分類（大）：人事教育、文書分類（中）：厚生、文書分類（小）：公務員宿舎）である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（2）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書28（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

別紙3（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」中3の部分）

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明するので（ただし、諮問庁は、当審査会の問合せに対して、別表番号3中の文書25の不開示とした部分については、「1枚目の件名及び2枚目の一部」の誤記である旨説明した。）、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名、官職等並びに個人の印影が記載されていると認められる。

イ 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められるが、それらの一部には、「宿舎廃止に関する調書」に掲載されていたり、処理方針が「売却」や「廃止」等とされている公務員宿舎も含まれているので、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分に記載されている公務員宿舎については、その一部のみが廃止等されていても、当該公務員宿舎の全部が廃止等されたものではない旨補足して説明する。

諮問庁の上記補足説明を覆すに足りる理由はないので、その内容も踏まえて検討するに、標記不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分については、これらを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体及び財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号3の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分に記載された公務員宿舎については、諮問庁によれば、原処分時において、既に廃止となっていた宿舎であるとのことであり、当該不開示部分を公にしたとしても、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体及び財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は、法5条4号に該当せず、開示すべきである。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎（国家公務員宿舎法施行令9条2号該当）を貸与する対象職員に係る職員数、参集要因種別ごとの参集人員数、居住区分が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号4の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、教育訓練、装備品、施設の配置、防衛力の整備、機能、規模及び構造等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢、能力、装備品の質的能力、防衛体制等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、宿舍管理人、宿舍管理担当者及び特定法人職員の名が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことからすれば、当該不開示部分は同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、特定法人の印影並びに内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

ア 当該法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するにふさわしい形状のものであると認められる。

そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ また、諮問庁によれば、当該法人の内線番号及びメールアドレスは、一般に公にされていない情報であり、これを公にすることにより本来の目的以外の電話が架かることやメールを受信する可能性があるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該法人の業務に支障が生じ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたこ

とは妥当である。

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の出席者名	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であつて，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	3 枚目の一部（内線番号， F A X 番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 4	3 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 5 及び 文書 6	2 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 7	2 枚目の一部	
	文書 8	1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 9	3 枚目， 2 3 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部（3 枚目の内線番号及びメールアドレス並びに 2 3 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書 1 0	1 枚目， 5 枚目， 7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の内線番号， 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス並びに 9 枚目のメールアドレスを除く。）	
	文書 1 2	7 枚目の担当者名並びに 1 3 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部（1 3 枚目のメール本文の一部及びメールアドレス並びに 2 2 枚目のメールアドレスを除く。）	
文書 1 4			1 枚目， 2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の内線番号及びメールアドレス， 2 枚目の内線番号並びに 4 枚目のメールアドレスを除く。）

	文書 1 5	2 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 7	2 枚目の一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 1 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部（2 枚目の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 1 9	1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 2 0	4 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 2 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 2 2	2 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 2 3	1 枚目及び 4 1 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	
		8 2 枚目及び 9 7 枚目のそれぞれ一部（宿舎名，内線番号及びメールアドレスを除く。）	
		1 1 0 枚目の一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 2 5	3 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 2 6	3 枚目の一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 2 7	2 枚目の一部（内線番号を除く。）	
2	文書 3	3 枚目の内線番号， F A X 番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との
	文書 4	3 枚目の内線番号	
	文書 5 及び 文書 6	2 枚目の内線番号	
	文書 8	1 枚目の内線番号	

	文書 9	3 枚目の内線番号及びメールアドレス並びに 2 3 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ内線番号	連絡・調整に支障を来たすなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 0	1 枚目の内線番号， 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス並びに 9 枚目のメールアドレス	
	文書 1 2	1 3 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれメールアドレス	
	文書 1 4	1 枚目の内線番号及びメールアドレス， 2 枚目の内線番号並びに 4 枚目のメールアドレス	
	文書 1 5	2 枚目の内線番号	
	文書 1 7 及び文書 1 8	2 枚目の内線番号及びメールアドレス	
	文書 1 9	1 枚目の内線番号	
	文書 2 0	4 枚目の内線番号	
	文書 2 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	
	文書 2 2	2 枚目の内線番号	
	文書 2 3	1 枚目及び 4 1 枚目のそれぞれ内線番号	
		8 2 枚目， 9 7 枚目， 9 8 枚目及び 1 1 0 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	
	文書 2 5	3 枚目の内線番号	
	文書 2 6	3 枚目の内線番号及びメールアドレス	
	文書 2 7	2 枚目の内線番号	
3	文書 2	件名並びに 1 枚目， 3 枚目， 4 枚目， 6 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目， 2 0 枚目， 2 1 枚目， 2 5 枚目， 2 8 枚目， 3 4 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の出席者名， 6 枚目の管理人名及び 1 0 枚目の管理担当者名を除く。）	

	1 3 枚目ないし 1 8 枚目, 2 3 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ全て	<p>宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから, 法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。</p>
文書 3	2 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 8	6 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 9	4 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2	1 枚目ないし 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 0 枚目, 1 4 枚目ないし 2 0 枚目, 2 3 枚目, 2 9 枚目, 3 1 枚目, 3 2 枚目及び 3 5 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目の担当者名並びに 3 2 枚目の説明者及び司会を除く。)	
	1 3 枚目のメール本文の一部	
	2 4 枚目ないし 2 7 枚目及び 3 6 枚目のそれぞれ全て	
文書 1 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 9	6 9 枚目の一部	
文書 2 2	6 枚目ないし 1 3 枚目, 5 4 枚目ないし 7 8 枚目及び 8 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3	3 枚目ないし 5 枚目, 7 枚目ないし 1 1 枚目, 5 5 枚目ないし 5 7 枚目, 5 9 枚目ないし 6 3 枚目, 6 5 枚目ないし 7 2 枚目, 7 7 枚目ないし 8 1 枚目, 8 3 枚目ないし 8 6 枚目, 8 8 枚目ないし 9 2 枚目, 9 5 枚目, 9 9 枚目ないし 1 0 2 枚目, 1 0 4 枚目ないし 1 0 7 枚目, 1 0 9 枚目, 1 1 1 枚目な	

		いし 1 1 3 枚目, 1 1 5 枚目ないし 1 1 9 枚目, 1 2 1 枚目及び 1 2 2 枚目のそれぞれ一部 (6 5 枚目ないし 7 2 枚目のそれぞれ文書の発簡者の印影を除く。)	
		8 2 枚目及び 9 7 枚目のそれぞれの宿舎名	
	文書 2 4	件名並びに 1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 9	2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	無料宿舎対象者に係る情報であり, 自衛隊の緊急参集態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 1 9	9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	施設の配置, 機能及び構造等に関する情報であり, これを公にすることにより, 当該施設の防衛能力が推察され, 自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

6	文書 2	6 枚目の管理人名及び 10 枚目の管理担当者名	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 3	9 6 枚目の一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	
7	文書 2 3	3 9 枚目、6 5 枚目ないし 7 2 枚目及び 7 6 枚目のそれぞれ文書の発簡者の印影並びに 9 6 枚目の内線番号及びメールアドレス	法人等に関する情報であり、公にすることにより、法人その他の団体の権利及び正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するため不開示とした。